

微量PCB含有電気機器 課電自然循環洗浄実施手順書における 部位別洗浄の適用の検討について（報告）

平成28年12月19日

経済産業省 商務流通保安グループ
電力安全課

1. 微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書について

- 低濃度PCBを含有する電気工作物については、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に基づき**洗浄**を行うことで、使用中のまま無害化处理し、通常の電気工作物として継続使用することや、廃棄時にPCB廃棄物として取り扱われないようにすることが可能。

<課電洗浄の主な実施条件>

- (1) 使用中の変圧器であって、絶縁油のPCB濃度が5mg/kg以下、かつ、絶縁油の量が2,000リットル以上であること。
- (2) 絶縁油の入った部位が**変圧器本体**と分かれている場合、絶縁油のPCB濃度が次の値であること。
 - ・ **負荷時タップ切換装置及び浄油機** (5mg/kg以下)
 - ・ **エレファント** (5mg/kg以下)
 - ・ **感温部** (5mg/kg以下)
- (3) **ブッシング**の絶縁油のPCB濃度が次の値であること。
 - ・ 変圧器本体の絶縁油と通じているもの (5mg/kg以下)
 - ・ 変圧器本体の絶縁油と通じていないもの (0.5mg/kg以下)
- (4) 変圧器本体に**中間室**がないこと。

<課電洗浄の主な完了条件>

- (1) 絶縁油の全量を抜油し、新油を注油後、90日間以上の課電を行うこと。
- (2) 課電終了後の新油のPCB濃度が0.3mg/kg以下であること。

<課電洗浄後の手続き>

- (1) 所定の課電洗浄実施報告書を作成し、廃棄等の後、同報告書を5年間保存すること。
- (2) 産業保安監督部へ、電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物廃止届出書に課電洗浄実施報告書を添付して提出すること。

<変圧器を構成する部位>



